

青年マルクスの思想的出発点

——その「批判哲学」の意味するもの——

藤森俊輔

細見英氏はマルクスの思想的出発点をどこに求めるかを論ぜられ、「一八四三年三月『ライン新聞』をやめてヘーゲル法哲学の批判にとりかかった時点で、一つの決定的なエポックが画された」とされている。そして、この時期までのマルクスは、ことばどおりの「急進ヘーゲル主義者」である、なぜなら、マルクスの思惟形式、かれの思想の論理構造は、ヘーゲルそのままであり、ヘーゲルが現在に絶対精神の実現をみたに反し、マルクスは現存する現実を非理性的なものとし、理性的なものの実現を未来にみた、という点が異なるのみであるからだ、と云われる。このかぎりでは、私も異存のあろう筈はないが、しかし、細見氏が、この他ならぬ出発点としてのヘーゲル法哲学批判は、次の二重の意味をもっているという時、はたしてこの二重の問題をどのようにしてマルクスは自己の課題としたのかという点を考えてみざるをえない。すなわち、「第一に『近代国家お

よびこれと関連する現実の批判的分析』、第二に、『ドイツの政治的・法的意識……の従来の方全体の決定的な否定』。私見によれば、このような問題は、「急進ヘーゲル主義者」マルクスにとって固有の問題であったのであり、その源を「学位論文」にまで辿ることが可能なのである。そのようなわけで、私は細見氏が「経済学・哲学草稿」にいたるマルクスの思想形成過程を、ヘーゲル法哲学の批判という視点から辿っていかうとされる見解を評価しながらも、「国法論批判」以前のマルクスを切り捨てられたことを不満とせざるをえない。

以下の私の論稿は、細見氏が出発点とされたその時期までのマルクスの問題を明らかにするものである。

(1) 細見英、〈疎外された労働〉の概念(一)、立命館経済学、第九巻二号、一〇七頁。

(2) 同、一〇七頁。

(3) 同、一〇六頁。

ところで初期マルクスの研究は、主として「経済学・哲学草稿」を中心として、わが国においても進められ、幾つかの労作を生んだけれども、「草稿」以外のマルクスの初期の著作についての研究はまだほとんどみられない。特に、「学位論文」や「ライン新聞」の諸論文については、一般にあまり関心をよんではいないようである。私はここではこの二つの時期を「追思惟」してみよう、と思う、その際、私は、それらに現われたマルクスの独自の思想形成のモメントを明らかにすることに焦点をあわして行こうと思う。

さて、「学位論文」でマルクスの取扱った問題は、直接には、エピクロスの自然哲学とそれが基礎にしていたデモクリトスの自然哲学との差異を明らかにすることであった。マルクスは両者の自然哲学の差異を明らかにすることによって、両者の世界観の原理的差異を明らかにし、エピクロス、ストア、懐疑の三学派の一例としてのエピクロスが、初期のギリシヤ哲学者デモクリトスをどう修正したかを見て、このエピクロスの獨自性を、ギリシヤ精神がローマ精神に移り行く過渡期の精神的典型として規定しよう、としたのである。

そして、このエピクロス研究は、マルクスの総合的なギリシヤ哲学史の研究の一環であるにすぎなかった、一八三九年のはじめに、過渡期のこれら三学派の研究が企だてられたが、その全体の完成は、諸種の事情によって放棄されたものであった。

このような研究対象を選んだことそれ自体、マルクスが青年ヘーゲリアンであったことを示しているが、コルニヒは、この「学位論文」およびその「準備ノート」の中に青年ヘーゲリアンとしてのマルクスの二つの傾向を読みとっている。第一は、宗教を批判することによって青年ヘーゲル派の政治闘争に直接に参加しようという傾向であり、他方は、ギリシヤのこの哲学を自己意識の哲学として分析することによって、彼独自の世界観を規定しようという傾向である。

しかしながら、第一の点については、マルクスはただちにこれを克服するのであり、むしろ、第二の点をめぐってのみ、その後のマルクスの成長を問題にすることができるのである。そ

してまた、マルクスの他の青年ヘーゲリアンからの獨自性もたはつきりしてくる。したがって、ここでは、この点を何よりも問題としなければならぬ。

(1) Die Dokordissertation: Differenz der demokratischen und epikureischen Naturphilosophie nebst einem Anhang. Marx Engels Gesamtausgabe, Erste Abteilung, Band I, Erster Halb Band (Zw. MEGA I 1/1 と略す) SS. 13~81 けれど附随して Aus den Vorarbeiten zur Geschichte der epikureischen, stoischen und skeptischen Philosophie, MEGA I 1/1 SS. 83~144.

(2) 前掲「準備ノート」。

(3) MEGA I 1/1 S. 15.

(4) August Cornu, Karl Marx et Friedrich Engels, leur vie et leur oeuvre. Tome Première. p. 183. 第一点については、特に「ブナタークのエピクロス批判の分析」及「神学的精神と哲学の関係を論じた箇所」にみられ、第二点は、歴史の生成と哲学の関係を論じた部分および、学位論文の本文にみることができ、コルニヒは云っている。

(5) 第二の点を特に重視しようとする見解は、コルニヒの前掲書その他 Polnirio Togliatti, De Hegel au marxisme, La nouvelle Critique, février 1955. No. 62, pp. 17~36. 等々、Georg Lukacs, Zur philosophischen

Entwicklung des jungen Marx (1840~1844.), Deutsche-
nh Zeitschrift für Philosophie, 2. 2. Jahrgang, 1954.
SS. 288~343. 邦訳、平井俊彦訳「若きマルクス」社会科
学選書がある。

さて、マルクスは、エビクロス研究の動機について次のよう
に云っている。ギリシャ世界の崩壊期の哲学たるエビクロス主
義などは、従来の見解によるといかなる意味においても歴史的
独自性を与へられていなかった。しかしおよそ「生起、隆盛、
消滅は一切の人間のものが遍歴せざるをえない青銅の軌道で
あ⁽¹⁾」って、したがって「ギリシャ哲学がアリストテレスにおい
て極盛にたっした後、やがて没落したとしてもなんら不思議で
はない……没落ということは生命あるものに必然なものであ
つて、それゆえ、この没落の形象もその生命の形象と同様に、そ
の独自性において把握されねばならないだろ⁽²⁾う」すなわち、過
渡期の哲学の独自の意義を規定したかったのである。いいかえ
れば、「自己意識の哲学」は歴史的にみるならば、極めて明確な
積極的進歩的働きをもつ、ということを明らかにしたかったので
であろう。このことは、エビクロス派等と青年ヘーゲル派を同
じ自己意識の哲学者としてのべていることからまあお一層明らか
なことである。いわゆる「自己意識の哲学」は、古代ではア
リストテレス哲学、近代ではヘーゲル哲学のように全体的に世
界を把握したと称する大きな総合的体系のあとに必ずでてくる
ものであつて、それは歴史が転換点に來たことの兆候であり、
その哲学は世界の危機の表現である。このような歴史の転換点

に、みずからも身をおいたマルクスが抱いた「自己意識の哲学」
こそ、マルクスがその思想形成の出発点においてもった、最初
の明確なヴィジョンであつた、ということができる。

(1) MEGA I 1/1 S. 13.

(2) Ibid., S. 13.

(3) Ibid., SS. 63~66.

(4) MEGA I 1/2 S. 327. マルクスはこのような時代に生
きるものとして、「今こそ、エビクロス派、ストア派、懐疑
派の諸体系を理解できる時がきた、それは自己意識の哲学
である、」とのべている。

ではマルクスのいう「自己意識の哲学」の歴史的役割とはど
のようなものであつたらうか。

マルクスはこれを歴史の発展過程と哲学の関係としてのべて
いる。すなわち、哲学は歴史において歴史と同一のものとなる
という形で合理的性格を具體的全体的にとり、逆に歴史をもま
た合理的なものにするのだが、やがて現実世界が更に発展する
にしたがつて、このような全体的体系と不一致なものとなり、
非合理的なものになつて、哲学と現実の統一の關係の分裂・対
立が生ずる時が必ずやってくる。⁽¹⁾この時、世界は哲学をかけた
意志なきものになり、他方、哲学は現実をかけた抽象的な意志
的なものになつてしまふ。こうして、共に抽象的一面性となつ
た現実世界と哲学は、鋭く対立することになる。このように極
端に世界との關係で緊張し、主観的・意志的・実践的・理論的
となつた哲学を、マルクスは「自己意識の哲学」もしくは「批

判の哲学」と称している。この哲学と世界の分離は、具体的歴史の発展を合理的発展と調和させる課題を生ずるのだが、この調和、あるいはこの対立の止揚は妥協や適応によって生ずることができない。なぜなら対立物の妥協は歴史の弁証法の発展に障害を作りうるのみだからだ。逆に対立物が豊かになるためには、それらの間の対立が激化されなければならない。この対立の激化のみが、世界と哲学の深刻な革命を生ずるからである。⁽²⁾こうして精神の弁証法の対立の契機をマルクスは特に強調し、対立の激化のみが新たなより深い内容をもった哲学と現実の止揚を生み出すと考える。⁽³⁾この対立の状態にある時期に、人は二つの態度を世界に対してとりうる。すなわち、世界から退き、幸福を自己の内部に、意識の領域に求める態度と、世界に働きかけ、これを変形する態度の二つであるが、後者の態度をとるとき、哲学は行動の哲学となり、行動的エネルギーの形態、意志の形態のもとで世界に対立することとなる、という。⁽⁴⁾このように哲学と歴史の現実の関係から、哲学が行動の哲学とならねばならないことを帰結するのだが、この「行動の哲学」は、理論的かつ実践的である。ヘーゲルに従ってマルクスは、哲学は本質的に現象において自己を形成し、現象に自己の本質を實現しなければならぬから、「批判的哲学」は、本来的に次のような矛盾を課せられている、と考える。すなわち、それは抽象的一面性に墮している、他の契機である世界と闘争せざるをえない。そして同時にまた、やがて哲学は自己を世界において實現しないではない。しかし、それは単に主観的意志を現実

におしつけるのでなく、むしろ、現実世界に適合しえなくなつた哲学を批判し、現実を法的に把握し直すことによって哲学を止揚しながら、かつ非合理的な現実世界を改革することによってなのである。⁽⁵⁾マルクスによれば、「批判」的行為はかくのごとく二面的なものである。

(1) MEGA I/1/5.64 「それ自身のうちに自由に生成した理論的精神が、実践的エネルギーとなり、意志としてアメンテスの冥界から現われ出て、世俗的で意志なしに存在する現実態に背くにいたるの、一の心理学的法則である。」そして、このような「哲学」の推移の仕方のうちに、「哲学の内在的規定性および世界的特権」が逆に推論されるのだ、としている。

(2) Ibid., S. 132. 「通常のハーブは誰れがひこうと問題ではないが、風神アイオロスのハーブは嵐のみがひかねばならない。そしてまた、この嵐は偉大な世界哲学によって、うけつがれるのであるが、しかし、この嵐によって誤りに導かれるのを放置しておいてはならない。」また、「この歴史の必然を理解できぬものは中庸な弁証法が、自己意識の形態をとった精神のカテゴリの最高形態をなすと考えたがる傾向がある。……だが絶対精神のノーマルな表現とされる中庸性は際限なく一つの非中庸におちこむ。この歴史の必然なしには、アリストテレスのあとにゼノン、エピクロス等がつづき、ヘーゲルのあとに最近の哲学の一般に極めて貧しい試みが現われたということを理解することがで

きない。」

(3) このように哲学と現実という対立物の間の矛盾を強調することは、いわゆるヘーゲルの観念的な弁証法に対して、この場合客観的現実に対する相対的独立性を与えることにならなければならない。

(4) Ibid. Ss. 132-133. なお、マルクスはロマン主義的態度は前者であるとし、それに対してブルジョワ的批判者の態度を後者と考えているようだ。こういう点にも、マルクスは急進的ブルジョワジーの立場に立っていたということがうかがわれる。

(5) Ibid. S. 64-65 「哲学が外に向って闘うところのものは哲学自身の内的欠陥である。」したがって、「闘争の過程で哲学自身は、哲学が闘っている当の疾患におちいるのであり、哲学はこの疾患に陥ることによって初めてみずからを止揚しうるのである。」また、「哲学の実現は、同時に哲学の喪失」である。

「批判的哲学」は、このように、まず抽象的一面性として現実的世界と対立し、これに対して批判の立場にたつが、同時にそれを媒介として哲学の旧体系に批判の矢をむける。なぜならば、「哲学が非哲学から世界を解放する」ということは、同時に世界を一定の体系として極端につないだ哲学からの哲学自体の解放である⁽²⁾からだ。したがって、従来の現実世界に対応する哲学体系は批判されねばならないのであり、それはギリシヤにおいてはアリストテレスであったし、マルクス自身の時代におい

てはヘーゲルであった。それらの旧体系を保持することは、この過渡期にあたっては旧世界の反動的弁証法でしかない。現実にならぬ世界が生じつつあるときに、旧体系が、あるがままのものを合理的とすることは、現実との嫌悪すべき妥協であるにすぎない。このような妥協が生ずるのは、その体系が原理的に不十分であるからに他ならない。いいかえてみれば、アリストテレスやヘーゲルをこえて進むべき新たな世界の原理を、現実的世界の批判的変革を媒介として、批判的哲学は、明らかにしていかなねばならないのである。

こうして、「批判的哲学」は、過渡期にあつて、(1) 現実的世界を実践的理論的に批判すると同時に、(2) 旧哲学体系を批判するという点で、独自の役割と意義をもつと考えられたのである。このような「批判的哲学」あるいは「自己意識の哲学」は、しかし、他の青年ヘーゲリアンのそれと区別されている。他の青年ヘーゲリアンの「批判」なるものは、ヘーゲルの内的本質を固定的に保持し、その理念をもつて現実を考量する抽象的一面的立場にとどまっている。彼らの批判的立場は、ヘーゲルをこえているものでは決してない、とマルクスはいっている。こうして真の「批判的哲学」は、(3) このような立場をも克服していかねばならない。以上が、マルクス過渡期の哲学としての「批判的哲学」の内容である、ということができよう。

さて、以上の三点にわたる特徴づけを、マルクス自身の時代の「批判的哲学」の三つの課題と考えるとどうなるであろうか。第一は、現実世界IIプロシヤ絶対主義の批判。第二は、ヘーゲ

ル主義の批判的克服。第三は、青年ヘーゲル派の「批判的批判」の批判。がこれである。いうまでもなく、「学位論文」でのマルクスは、この三つの課題をなんらはたしていない。むしろこれらは、マルクスがその後の課題として、みずからに課したものと見えるであろう。そして、また、事実、続く二年間の「ライオン新聞」時代でやった仕事は、このことであつたのだ。

(1) MEGA I/1/1 S. 65.

(2) Ibid., S. 65.

(3) Ibid., S. 64.

マルクスは「ライオン新聞」で、ジャーナリストとして活躍することになってから、むしろ、この課題を遂行するのにふさわしい場をえた、といえるのではなからうか。⁽¹⁾ というのも、マルクス自身、次のようにいっているからである。「世界史自体は古い問題をあらたな問題で答え解決することより他の方法をもたない」⁽²⁾ それゆえ、「各時代の謎語」たる時事問題こそ、真の批判の根本問題である、⁽³⁾ と。ところで、「ライオン新聞」でのマルクスの諸論文は、「ますます自己矛盾をきたし、自己を止揚しつつある中間物として」⁽⁴⁾ 立憲君主制を批判しており、このような立憲君主制を合理的なものとするヘーゲル法哲学に、つきつきとのっぴきな疑問をなげかけている。そして、自己を止揚しつつある絶対主義の概念的把握と、ヘーゲル法哲学の原理的批判を試みるのだが、これはついに、「国法論批判」にいたるまで成功していない。

(1) 周知のように、マルクスは一八五九年にこの頃を回想

して云っている。「一八四二年から四三年までの間、『ライオン新聞』の主筆として、いわゆる物質的利益に関する論争に参加せざるをえなくなった時、私は始めて困惑を感じた、……わたくしを襲った疑問を解決するために最初に企てた労作はヘーゲル法哲学の批判的検討」であつた、と。〔「経済学批判」序文、青木文庫版十八頁〕マルクスのこの「困惑」の思想形成史上の位置が、これでわかるのではないか。「学位論文」で「批判哲学」の課題を明らかにしたマルクスは、しかし、その課題の遂行の方法を未だ確定してはいなかったので、この「困惑」は一度はいずれへなけられなければならないものであつた、

(2) MEGA I/1/1 S. 230 参照。Ibid., SS. 242—250. すでに指摘したように、このような主張の中には、歴史それ自体に内在する論理を明らかにしようという態度が含まれている、特にここで引用した論文「Die Zentralisationsfrage in bezug auf sich selbst und in bezug auf das Beiblatt der Rheinischen Zeitung zu Nr. 137, Diens-tag, 17. Mai 1842. はヘスの形而上的方法を批判し、みずからの実証的方法をのべている点で注意すべきである。

(3) MEGA I/1/2, SS. 268—269. マルクスからヘーゲルへの一八四二年三月五日の書簡。

ここでは簡単に、「ライオン新聞」でのマルクスの「批判」の内容を要約するにとどめよう。まず、マルクスは現実の立憲君主制をどのように批判したであろうか。マルクスは、プロシア国

家が決して市民社会における特殊性と普遍性の矛盾を止揚した真の国家ではない、と批判している。彼はヘーゲルに従って、現実的自由の理念を普遍と特殊の体的統一と考(1)えプロシアは決してこのような意味での国家でないことを批判した。彼は立憲君主制のプロシア国家の中に、ヘーゲルのいう市民社会の精神以外のなものも見出すことができないという形で、この批判を遂行したのであって、それはちょうどヘーゲルが、市民社会の精神がまさに特殊性の精神であるゆえに、国家の有限性にすぎないとして市民社会を批判したのと同様に、プロシア国家の内面性は特殊性の精神であるゆえに、プロシア国家は自由の現実態としての国家ではない、と批判したのである(2)。それゆえ、批判の根拠はまったくヘーゲルの立場であって、異なる点は、立憲君主制国家としてのプロシアをヘーゲルのように国家理念の現実態とせず、反動的強権国家としたマルクスの自由主義的立場という点であるにすぎない。

(1) MEGA I 1/1, S. 249 「ケルニッシュェ・ツァイトン」
 第一七九号の社説の中で彼は、「最新哲学の一層理念的で一層根本的な見解は、全体の理念からこれを構成する、それは国家を大いなる有機体とみなし、この有機体においては、法的道徳のおよび政治的自由はその実現を達成すべきものであり、個々の公民は国法に従うことによつて、もっぱら彼自身の理性、人間的理性の自然的諸法則に従うことになるのである」とヘーゲルの法哲学を評価し、みずからこの見解にたつことを示しながら、「何らかの衝

動から、または理性といつても社会の理性からではなしに個々の理性から国家を構成する」立場にみずから対立せしめている。このようにヘーゲル法哲学の構想を共にしていたのであるが、しかし厳密にいえば、この国家理念の内容もヘーゲルとマルクスでは異なっている、すなわち、マルクスはすでに国家の現実的な原理を事実上類の本質としての人間、或いは「人民」に求めているからである。たとえば次のように云う、法が真実に市民の権利を保証するのは、「国民意志の意識表現の法則が、国民意志をもって、また国民意志を通じて創造される時にのみ存在する。」(MEGA I 1/1, S. 319 Der Ehescheidungsgesetzentwurf, Rh. Z.)

また、「プロシアにおける議会委員会」を問題とした論文の中で、議会及議員の性格について、次のようにのべている。有機的な国家理性の知識を代表するものは、「国民の知識の自覚的代表」でなければならず、「そしてこの場合、その国民の知識なるものは、国家に対して個々の欲望を主張しようとするものではなくして、その最高の欲望は、実際にその知識の行動としての、知識固有の国家としての、国家そのものたることを主張するのである。……その代表とは、国民自身ではない何か別の素材の代表と解されてはならない。むしろそれはただ、国民の自己代表として、一つの国家行為として、……解されねばならない。……その代表とは……最高の力の自覚的な活動であるとみられねば

ならない。」Ibid. S. 334.

(2) マルクスは「出版検閲法」に関してのべている中で、議会のこの法案に関する討論について分析し、次のように云っている。「討論が我々に提供しているものは、出版の自由に反対する王侯身分の論争であり、貴族身分の論争であり、都市身分の論争である。それゆえ、ここで論争しているのは個々人ではなく身分である。」とのべ、「彼らは自由を個々人および個々の身分の個体的な特性としてしか考察していないので、当然の帰結として、普遍的理性と普遍的自由を、有害な思想とか、『論理的にくみだてられた体系』の幻影とかの系列に加わるものとみなさざるをえなかった。彼らは、特権をもつ人間の特殊な自由の救済を望んでいたもので、人間本性の普遍的自由を非難しているのである。」と批判している。(MEGA I 1/1, S. 134. および Ibid., S. 198.) また、「木材せせぎ法」に関する議事録を批判した論文の中で、たとへば次のようにいっている。「森林所有者の傭人を変じて国家の権威たらしめるこの論理は、国家の権威を変じて森林所有者の傭人とするものであり、国家の組織、個々の行政官庁の規定、一切のものは崩壊して、一切のものを森林所有者の手段に墮せしめ、又彼の利益を全機構の決定的精神として現わしめねばならぬ、国家のあらゆる機関は、森林所有者の利益をきき、かん視し、評価し、保護し、掴み、走るところの耳、目、腕、脚となる。」したがって、「もし私的利益が国家を私的利益

の手段にしてしまうことが明らかになる場合、私的利益の代表である州会が国家を私的利益の思想に墮落させようとしているという結論がどうして出てこないだろうか。いずれの現代国家も、なるほどまだはなはだしくその概念にあさわしくないが、このような立法権の最初の行使にあたって、我々は次の如く叫ぶことを余儀なくされる、汝の道はわが道でなく、汝の思想はわが思想ではなす！」と(MEGA I 1/1, S. 287. および Ibid., S. 283.) その他、Ibid., SS. 332~334 を参照された。

(3) ヘーゲル法哲学と同じ構想にたちながら、しかもプロシア立憲君主制をこのように自己を止揚しつつある中間物として把握しえたのは、マルクスの自由主義的立場であったが、その理論的な意味については、注(1)でいう人民の意志を国家理念の現実的根拠と考える考え方があったという点が重要である。

マルクスの現実世界の批判がまだ「抽象的一面的」であったとすれば、とうぜん第二のヘーゲル批判という点でも、彼の意図した原理的批判は不可能であった。しかし、原理的批判といえないにしても、ヘーゲル法哲学を次のような諸点において批判することができた。第一に、マルクスは、ヘーゲルにおいては市民社会を国家に包摂するものとして考えられた議会は現実のプロシア国家においてそのような意義をになっておらず、むしろ諸身分の特殊の利益の闘争場となっており、議会においては、決して人民の普遍的意志が表現されているのではない、と

批判した。第二に、同じく市民社会を国家に包摂するエレメントである官僚制を一方において私人の国家に対する要求を国家的政策原理にまでたかめ、国家を私的なものに歪めるものとして批判し、他方で、官僚がみずから属する身分の特殊の利益を国家の政策的原理として絶対化し、こうして国家を私的利益の手段に墮さしめるとして批判した⁽¹⁾。第三に、ヘーゲルにおいては市民社会の国家への止揚の必然性を示す範疇である身分が、現実のプロシア国家において、決して私的身分でありながら同時に政治的身分であるという意義をもたないものとして批判した⁽²⁾。これら三点は、いずれもヘーゲル法哲学の基本問題である市民社会から国家への移行を示す具体的範疇であって、マルクスは、ヘーゲルが「国家」の実在様式として語ったプロシア国家のこれら諸制度を批判することによって、ヘーゲル法哲学の現実妥協の面を批判することができた。そしてこの批判の過程で、近代ブルジョワ社会においては、国家はあくまで市民社会に敵対するという命題に近づいていったのである。さらにマルクスはこの時期において、国家は人民の現実的自由の体化物でなければならぬという考えを、「デモクラシー」の立場から主張することができた。しかし、これらの批判点は、すでに「国法論批判」でのヘーゲル法哲学批判の基本的諸命題を先取りするものであったとはいえず、それにもかかわらず、ヘーゲルの原理的批判となることができなかった。(それらが「原理的批判」を構成するためには、「疎外」の視点が入ってくる必要があったのである。)

(1) MEGA I 1/1, S. 368 が特に重要である。

(2) すでに注において引用したマルクスの議会批判の中にそれがみられるが、又、次のような箇所も参照されたい。
MEGA I 1/1, S. 323.

(3) このように市民社会から国家への移行の考え方がヘーゲルと異なるとすれば、それに対するマルクスの積極的見解があつてしかるべきである。たとえば次のような見解が散見できる。すなわち、人民に対立する官僚国家が、自己の行政原則をうたがわぬかぎり、私人はこれを自己の外にある強制力と感じ、「国家との闘争を自覚して、真に国家的な創造力をもつ官吏が」現存する官僚全体にとってかわることを要求するにいたる、あるいは、少くも「一時は適当であつたかもしれないが、現在のまったく変化した時代には不適當だ」ということを認めさせようとする、と云っている。(MEGA I 1/1, S. 368) すなわち、市民社会の止揚の現実的の主体的担い手の問題をマルクスは考えていた。

以上、要するに、私はマルクスの思想形成の出発点におけるいわゆる「批判哲学」の内容を明らかにしてきた。いってみれば、それは問題意識だけからなっているものであったが、この問題意識は、一八四四年の経済学研究によって決定的に政治学から経済学へとマルクスの関心の軸が移っていくまで、マルクスをおおかれ少なかれ直接に規定していたものであったのである。

(一橋大学大学院学生)